

札幌市病院局工事等一般競争入札施行要綱

平成18年4月1日管理者決裁

直近改正 令和5年11月30日

(趣旨)

第1条 この要綱は、札幌市病院局が発注する工事等のうち、一般競争入札に付する場合の手続について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事 設計金額が250万円を超える工事をいう。
- (2) 設計等 工事に係る設計、監理及び地質調査の委託業務並びに測量の委託業務のうち設計金額が100万円を超える委託業務をいう。
- (3) 工事等 工事及び設計等をいう。
- (4) 工種等 工種及び業種をいう。
- (5) 施工等実績 施工実績及び履行実績をいう。
- (6) 施工等現場 施工現場及び履行現場をいう。

(対象工事等)

第3条 一般競争入札に付する工事等（以下「対象工事等」という。）は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）の適用を受ける工事等であって、特例政令の規定に基づき一般競争入札（以下「特例政令に基づく一般競争入札」という。）に付する工事等
 - (2) 特例政令の適用を受けない工事等であって、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定に基づき、必要な資格を有する者により行わせる一般競争入札（以下「制限付一般競争入札」という。）に付する工事等
- 2 前項第2号の規定にかかわらず、特別の事情がある工事等については対象工事等としないことができる。この場合は、工事等担当部においてその理由を明らかにしたうえで、あらかじめ様式1により決裁を得なければならない。

(告示)

第4条 一般競争入札の告示は、別記1標準告示例により作成するものとする。

(入札説明書)

第5条 一般競争入札に参加を希望する者に対しては、入札説明書を交付するものとする。

- 2 入札説明書は、別記2標準入札説明書例により作成するものとする。
- 3 入札説明書には、告示の写し、契約書案、提出書類の様式、札幌市病院局競争入札参加者心得（平成18年4月1日管理者決裁）その他必要と認める書類を添付しなければならない。

(入札参加資格)

第6条 一般競争入札に参加する者（共同企業体の場合においてはその構成員をいう。）は、次の各号に定める条件に該当する者でなければならない。

- (1) 札幌市競争入札参加資格者として、対象工事等と同種の工種等について認定を受けていること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、管理者が別に定める手続に基づき当該工種等の再認定を受けていること。）。
- (2) 札幌市病院局競争入札参加停止等措置要領（平成 18 年 4 月 1 日管理者決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（(1)に掲げる再認定を受けた者を除く。）等経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (4) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第 6 号。以下「条例」という。）に基づき、次に掲げる者でないこと。
 - ア 役員等（申請者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、申請者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者を、申請者が団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (5) 次に掲げる一定の資本関係又は人的関係にある者が同一入札に参加していないこと。（共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）

ア 資本関係

- (ア) 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。（イ）において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。（イ）において同じ。）の関係にある場合。
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

- (ア) 一方の会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。
 - a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (a) 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

- (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- d 組合の理事
- e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずる者
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合
組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
- (6) 原則として、過去15年間に対象工事等と同種の工事等について元請としての施工等実績があること。（管理者が特に要しないと認める場合を除く。）
- (7) 対象工事等の施工等現場に配置する予定の主任技術者、監理技術者等を確保しており、当該技術者が適正な資格等を有していること。
- (8) 対象工事に係る設計業務等の受託者（受託者が共同企業体である場合においては当該共同企業体の各構成員をいう。以下「受託者」という。）でないこと。
- (9) 受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者（共同企業体の場合は構成員をいう。）でないこと。
- (10) 代表権を有する役員が受託者の代表権を有する役員を兼ねていないこと。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、管理者が対象工事等ごとに必要と認めて定める条件を満たしていること。

（特定共同企業体の結成条件）

第7条 特定共同企業体に発注する対象工事等において入札参加を希望する者は、札幌市病院局工事等共同企業体取扱要綱（平成18年4月1日管理者決裁。以下「共同企業体要綱」という）及び次の各号に定める条件を満たした特定共同企業体を結成しなければならない。

- (1) 構成員の数は、管理者が対象工事等に応じて決定する数を満たしていること。
- (2) 各構成員が対象工事等に係る入札において2以上の共同企業体の構成員とならないこと。

（入札参加資格の決定）

第8条 管理者は、前2条の規定に基づき対象工事等ごとに入札参加資格を決定する場合は、あらかじめ第14条に規定する札幌市病院局一般競争入札参加資格審査委員会の議を経なければならない。

（入札の参加申請）

第9条 一般競争入札に参加しようとする者は、告示に定めるところに従い、次の各号に掲げる書類により管理者に申請し、第6条及び第7条に掲げる条件を満たしているかどうかの確認を受けなければならない。

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（様式2）
- (2) 同種工事施工実績書（様式3）
- (3) 配置予定技術者経歴書（様式4）
- (4) 協定書（共同企業体要綱別表。特定共同企業体のみ提出する。）

(5) その他必要と認める書類

(入札参加資格の確認)

第10条 管理者は、前条に掲げる書類等に基づき入札参加資格を確認したときは、一般競争入札参加資格確認通知書（様式5）により申請者に通知しなければならない。この場合において、入札参加資格を認めなかった申請者への通知書には、その理由を付するものとする。

2 入札参加資格を認められなかった申請者は、管理者が定める日まで、その理由について書面により説明を求めることができる。この場合において、管理者は入札参加資格に係る理由説明書（様式6）により回答するものとする。

3 管理者は、第1項の入札参加資格の確認及び第2項の回答を行う場合は、あらかじめ第14条に規定する札幌市病院局一般競争入札参加資格審査委員会の議を経なければならない。

(入札に参加できない者)

第11条 次に掲げる者は、対象工事等の入札に参加できない。

(1) 第9条に掲げる書類を告示に定める提出期限までに提出しなかった者

(2) 申請書類に虚偽の記載をした者

(3) 入札参加資格を認められなかった者

(4) 入札参加資格確認後において入札参加資格に欠けることとなった者

(設計図書の閲覧等)

第12条 特例政令に基づく一般競争入札の対象工事等の設計図書は、札幌市病院局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成18年札幌市病院局規程第33号）第5条の規定による告示の日から入札日の前日まで閲覧に供する。

2 制限付一般競争入札の対象工事等の設計図書は、札幌市病院局契約規程（平成18年札幌市病院局規程第32号）第4条の規定による告示の日から入札日の前日まで閲覧に供する。

3 入札に参加しようとする者は、設計図書の内容について質問をすることができる。この場合においては、管理者が指定する日までに質疑応答書（様式7）を提出しなければならない。

4 前項の質問があった場合、管理者は、その回答を入札日の前日まで閲覧に供するものとする。

(入札の執行等)

第13条 入札執行回数は、原則として3回を限度とする。

(審査委員会)

第14条 一般競争入札に係る入札参加資格の確認等を行うため、札幌市病院局一般競争入札参加資格審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会は、一般競争入札の施行に関し、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 入札参加資格の決定に関すること。

(2) 入札参加資格の確認に関すること。

(3) 入札参加資格を認めなかった者に対する理由の説明に関すること。

(4) その他管理者が必要と認めること。

3 審査委員会には、当面、札幌市病院局工事等被指名者選考委員会規程（平成18年病院局規程第36号）に規定する被指名者選考委員会を充てるものとする。

(委任)

第15条 この要綱の実施に関し必要な事項は、経営管理部長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日以後に告示される工事等より適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日以後に告示される工事等より適用する。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日以後に告示される工事等より適用する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日以後に告示される工事等より適用する。

附 則

この要綱は、平成21年2月23日以後に告示される工事等より適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日以後に告示される工事等より適用する。

附 則

この要綱は、平成21年9月30日以後に告示される工事等から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月28日以後に告示される工事等から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年8月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月3日以後に告示される工事等から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年3月7日以後に告示される工事等から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年2月17日以後に告示される工事等から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日以後に告示される工事等から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日以後に告示される工事等から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日以後に告示される工事等から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年11月4日以後に告示される工事等から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和5年12月1日から施行する。

2 この要綱は、この要綱の施行の日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。